

総社市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第55号

総社市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

総社市自動車駐車場条例施行規則（平成17年総社市規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第7号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第7号（第5条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第7号（第5条関係）

駐車整理券紛失等届

年 月 日

総社市長 様

住所
氏名

私は、駐車整理券を紛失・破損しましたので、総社市自動車駐車場条例施行規則第5条の規定により届け出ます。

駐 車 場 名	
入場年月日・時刻	年 月 日 時 分

処理欄

受付年月日・時刻	年 月 日 時 分
合計利用時間	日 時間 分
収受駐車料金	円
取扱者氏名	